

## 平成27年小野町議会定例会3月会議

### 議事日程（第1号）

平成27年3月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員長報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）  
〔上程、説明、質疑。以下日程第11まで同じ〕
- 日程第5 議案第4号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第5号 平成26年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 平成26年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第7号 平成26年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第8号 平成26年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第9号 平成26年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第10号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算  
〔上程、説明、質疑。以下日程第20まで同じ〕
- 日程第13 議案第12号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成27年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成27年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成27年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成27年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成27年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成27年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について  
〔上程、説明、質疑。以下日程第25まで同じ〕
- 日程第22 議案第21号 小野町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第23 議案第22号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第24 議案第23号 小野町放課後児童クラブ条例について
- 日程第25 議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第26 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑。以下日程第38まで同じ〕

- 日程第27 議案第26号 小野町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第27号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第28号 小野町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第29号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第30号 小野町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第31号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第32号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第35 議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第35号 小野町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第36号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第37号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第38号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（3・4工区）請負変更契約の締結について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決。以下日程第40まで同じ〕
- 日程第40 議案第39号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（5工区）請負変更契約の締結について
- 日程第41 議案第40号 小野町道路線の認定について  
〔上程、説明、質疑。以下日程第42まで同じ〕
- 日程第42 議案第41号 小野町道路線の変更について
- 日程第43 予算審査特別委員会の設置
- 日程第44 議案の委員会付託
- 日程第45 請願・陳情の委員会付託

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（12名）

1番 会 田 明 生 君

2番 吉 田 康 市 君

3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐・登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	鈴木慎也君
教育長	西牧裕司君	総務課長	阿部京一君
企画商工課長	山名洋一君	税務課長	宗像喜也君
町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君	健康福祉課長	藤井義仁君
農林振興課長 兼農業委員会 事務局長	石井一一君	地域整備課長	遠藤靖次君
教育課長	吉田吉広君	会計管理者 兼出納室長	佐藤浩君
代表監査委員	先崎福夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	折笠顕一
書記	草野隆行	書記	清野昭雄

開議 午前10時00分

◎表彰状の伝達

○議長（村上昭正君） 会議の前に、表彰の伝達を行います。

過日開催された福島県町村議会議長会定期総会において、自治功労者表彰が行われ、本議会においては佐・登議員が、町村議会議員として15年以上在職し、功績が認められ、全国町村議会議長会長より表彰を受けられました。

したがいまして、これより表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（吉田浩祥君） これより伝達を行います。

伝達は村上議長より行います。

村上議長、演壇前までお進み願います。

佐・登議員、前にお進みください。

○議長（村上昭正君） 福島県小野町 佐・登殿。

〔表彰状伝達〕

○事務局長（吉田浩祥君） 村上議長、議長席にお戻り願います。

---

◎受賞者謝辞

○議長（村上昭正君） ここで、受賞者より発言があれば、これを許します。

〔10番 佐・登君登壇〕

○10番（佐・登君） 一言、お礼を申し上げます。

ただいまは、全国町村議会議長会会長より長年の功績ということで表彰状を受け取り、大変ありがたく思うところであります。

これもひとえに、長年にわたりまして私を支えていただいた町民の皆様に深く感謝申し上げる所存であります。

それとともに、初当選以来、小野町議会の議員の諸先輩の皆様方のご指導、導きがあつて今日を迎えることができたと考えているところであります。

今後、残された任期は1年を切ったわけではありますが、これからも全身全霊、小野町の発展、さらには町民福祉向上のために邁進していくことをお誓い申し上げまして、お礼の挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○事務局長（吉田浩祥君） 以上で表彰の伝達を終了いたします。

---

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） それでは、ただいまから、平成27年小野町議会定例会3月会議を開きます。  
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、  
2番 吉田康市 議員  
3番 竹川里志 議員  
を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（村上昭正君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長。  
7番、宇佐見留男議会運営委員長。  
〔議会運営委員会委員長 宇佐見留男君登壇〕
- 議会運営委員会委員長（宇佐見留男君） 3月2日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。  
平成27年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、3月5日から3月13日までの9日間を目途に進めることといたしました。  
次に、議案の採決方法について、議案第3号及び議案第11号については起立採決とし、議案第4号から議案第10号及び議案第12号から議案第41号までについては簡易採決により行うことといたしました。  
なお、議案第38号及び議案第39号については委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。  
次に、陳情の取り扱いについて、陳情第1号については厚生産業常任委員会に、陳情第2号については総務文教常任委員会に付託し、審査することと決定いたしました。

なお、陳情第3号については小野町議会運営基準第131条の規定に基づき、委員会付託を行わず、写しを配付することと決定いたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり、定例会3月会議の日程は本日から3月13日までの9日間を目途に進めることといたします。

定例会3月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

なお、定例会3月会議から、教育委員会委員長及び農業委員会会長におかれましては、一般質問が行われる本会議に出席していただくこととなりましたので、ご報告申し上げます。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。

また、教育委員会委員長から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価に関する報告書が提出されております。

以上の報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した請願・陳情は3件であります。

---

#### ◎議案第3号～議案第10号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）から日程第11、議案第10号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）まで8議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第3号～議案第10号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 提案理由の説明の前に、ただいま、長年のご功績によりまして、全国町村議町会会長表彰を受けられました佐・登議員に衷心よりお祝いの言葉を申し上げます。本当におめでとうございました。

今後とも健康に十分留意されまして、我々を初めとしたご指導、それから、小野町発展のためにさらにご尽力をいただくことをお願いして、お祝いの言葉とさせていただきます。

それでは平成27年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たりまして、平成27年度一般会計予算を初めとする重要な議案を提出いたしました。以下、その概要をご説明申し上げますが、これに先立ち、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は町長就任以来2年間にわたり、東日本大震災からの確かな復興と人口減少に歯どめをかけ、元気なまちづくりを目指し、各種施策に取り組んできたところであります。

先月16日から6日間にわたり、町内全域を対象とする町政報告会を実施し、この2年間の事業の経過と町政の現状等について報告させていただき、町民の皆様からの貴重なご意見をお聞きしたところでございます。今回いただいた貴重なご意見につきましては、今後の町政運営にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済状況を見ますと、景気は雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種施策の効果もあって、穏やかな回復基調が続いているものの、先行きの不安から個人消費の購買意欲に弱さが見られるとされております。

このような状況の中、小野町は昨年4月に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、人口減少率、財政力要件を満たしたため過疎地域の指定を受け、国の財政的支援措置を受けることができるようになったことから、子育て支援等の少子化対策の充実、産業振興による雇用の場の確保、快適で安全な定住環境の整備等を重点施策として平成26年度から平成27年度までの2年間の計画を策定したところであります。

平成27年度におきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年の同計画を策定することとなっております。また、27年度は地方の人口減少に歯どめをかけるなどを目的に、まち・ひと・しごと創生法が制定されたことに伴い、町独自の地方人口ビジョン、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版総合戦略の策定が必要とされております。

町では、先月25日に小野町地域創生総合戦略推進本部を立ち上げ、当町における少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくために、全庁的な施策の推進を図るとともに、町の将来をしっかりと見据えた計画策定を行うために、今定例会3月会議において、企画政策部門を充実させるためなどの組織機構の見直し案につきましても、盛り込ませていただいているところであります。

平成27年度当初予算の編成につきましては、第四次小野町振興計画後期基本計画に基づき、本年度に引き続き東日本大震災からの復興及び原子力災害に伴う放射線対策事業、過疎地域自立促進計画に基づく事業等に重点的に取り組んだものであります。

重点事業においては、優先的に予算の配分を行うものでありますが、地方交付税の交付額が減少する見込みであるなど一般財源の縮小が懸念されることから、事業量、費用対効果等を徹底的に見きわめるとともに、その他の事業経費につきましても限られた財源の重点的、効果的な活用を図るため事業の必要性、優先度を十分に検証し、廃止、統合を含め、事業費が過大とならないよう精査したところであります。

また、複雑多様化する町民の皆様からの要望を町の施策に適切に反映できるよう、関係団体、国・県等と緊密な連携を図るとともに、庁内においては課等の枠組みにとらわれることなく組織横断的な視点で編成作業を行い、事業の必要性、優先度を十分に勘案し、選択と集中により歳入に見合った歳出の原則を堅持しながら、効率的、効果的な予算を編成したものであります。

次に、第四次小野町振興計画平成27年度実施計画において重点的に進める主な事業について、ご説明申し上げます。

まず最初に、特定不妊治療費助成事業であります。近年の町の出生数は年間90人を下回り、少子高齢化がますます進んでいく中、子供を持ちたいと願い不妊治療を受ける夫婦に対し、体外受精、顕微授精に係る治療費を1回の治療につき15万円まで助成を行い、医療保険が適用されない高額な治療費の経済的負担を軽減します。

妊婦健診診査事業についてであります。妊婦に対し一般の妊婦健康診査や、肝炎検査、子宮頸がん検査等15回分の健康費用に加え、次年度より産後1カ月健診を実施し、妊産婦の経済的負担を軽減するとともに、受診しやすい環境を整え、健やかな出産、子育ての推進を図ります。

幼児教育環境整備事業についてであります。多様化する保育ニーズへの対応や、就学前教育の充実を図るため、幼児教育・保育を一元的に提供できる幼保連携施設として、新たな総合施設、認定こども園を整備検討することとしております。

小野公園内の多目的運動施設整備事業であります。子供や保護者が抱えている放射能の影響などの不安を解消し、伸び伸びと運動できる機会を提供するため、小野公園内にある既存のテニスコートを利用し、屋根つき運動場を整備するものであります。

6次産業化・振興作物推進事業についてであります。農業収入のアップを図るためには農業者がみずから生産し、加工し、販売することが大変重要だと考えております。平成25年度より田村農業協同組合の協力を得て生産組合を組織し、ニンニクの栽培、黒ニンニクへの加工、販売を行い、米の消費拡大もあわせ米粉を活用した6次化の推進を図っているところであります。平成27年度につきましても、引き続き6次化商品開発等の支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

多面的機能支払交付金事業であります。農業、農村の多面的機能の発揮のため、地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の充実、強化等多面的機能を支える共同活動を支援するとともに、水路、農道などの軽微な補修や、植栽による景観の形成など農村環境の良好な保全を図る共同活動を支援します。

結婚支援事業についてであります。少子化は将来にわたる地域活力の低下や、地域コミュニティ存続に対

し懸念を与えるため、町内で実施される結婚支援イベントを行う団体に対し支援を行うことにより、地域の活性化を図ります。

県立自然公園環境整備事業についてであります。豊かな自然環境の保全と次世代に適切に継承していくための啓発活動を推進するとともに、多くの町民の方々や登山者が森林に親しみやすい環境を整備するもので、高柴山のツツジの樹勢回復のため、昨年に引き続き高柴山復活大作戦と称し枯れ枝の除去を実施します。

また、矢大臣山につきましては、森林環境交付金事業を活用し、腐食した展望台の改修を実施するほか、登山道を整備し新たな魅力を創出します。

右支夏井川河川改修事業であります。国土交通省の採択を受け、広域基幹河川改修事業により整備が進められているところであります。

昨年度より町中心部の整備にも着手され、今後、大規模な家屋移転が生じることから、移転先等の情報提供等により円滑な事業推進のための支援を行い、町事業としても付け替え道路の整備を進めてまいります。

右支夏井川河川改修事業に伴う配水管布設替事業であります。右支夏井川河川改修事業により使用できなくなる水道管を河川改修事業の進捗状況に合わせ、新たな町道に移設を行うものであります。

公共施設等整備検討委員会事業であります。公共施設の適正な整備を図るため、昨年より公共施設等整備検討委員会を立ち上げ、認定こども園、温浴・交流複合施設、保健センター、役場庁舎の整備に係る調査検討を行っているところであります。次年度におきましても継続して調査、検討を行ってまいります。

次に、震災からの復興に関する事業についてであります。原子力発電所事故により放出された放射性物質の除染作業を鋭意進めてまいりましたが、町内全域の除染作業が終了し、旧町村単位に仮置き場の設置を進めておるところですが、旧夏井地区は既に完了し、旧飯豊地区につきましても間もなく完了する運びとなっております。旧小野新町地区につきましては、進入路等の整備のため次年度へ繰り越す見込みとなっております。福島県へ国の中間貯蔵施設の建設及び廃棄物の受け入れを知事が先日表明されましたので、ほぼ除染事業の見通しはついたものと考えております。

しかしながら、根強い風評被害や健康への不安が残っているため、健康管理の一環としての健診や相談を行う放射線健康サポート事業、小野町産の安全・安心な農畜産物や加工品の周知普及を図る福島県農林水産物PR事業、町内全ての小・中学校に提供する給食に関して放射線検査を行う学校給食検査体制整備事業等については、引き続き実施してまいります。

次に、平成27年度は小野町合併60周年を迎える記念すべき年に当たることから、各種の記念行事を計画したところであります。町の60年の歩みを後世に伝えるための記念誌の作成や、町にゆかりのある方々を講師に招き、小野町の未来等について考えるパネルディスカッションを行う小野町60周年記念事業、町のイメージキャラクターの着ぐるみ等を作成するロゴマーク・イメージキャラクター作成事業、納税意識の高揚、郷土への誇りや愛着の醸成を図ることを目的として、小野町独自の原動機付自転車等のナンバープレートを作成するご当地ナンバープレート発行事業、町民の皆さんが自主的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を応援し、町民が主役のまちづくりを一層推進することを目的に、地域活動を支援する地域づくり応援事業等を行うこととしております。

以上、平成27年度予算編成における基本方針及び主な施策の一端を述べさせていただきました。

本町を取り巻く諸情勢は依然、少子高齢化等により厳しい状況にあります。確かな復興、元気なまちづくり、町民の安全・安心につながる施策を常に考え、積極的に実施してまいりますので、議員各位のなお一層のご支援、ご指導、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、平成27年小野町議会定例会3月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号から議案第10号までの平成26年度各会計補正予算8案件につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出の予算の総額に1億4,922万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億2,233万4,000円とする補正予算であります。主な内容であります。歳入において増額するものとして、普通交付税、地域住民生活等緊急支援交付金、森林整備加速化・林業再生交付金、東京電力株式会社損害賠償金等であり、減額するものとして、臨時福祉給付金等給付事業費補助金、福島定住等緊急支援交付金、被災農業者向け経営体育成支援事業県補助金、緊急雇用創出基金県補助金、福島県公立学校舎内緊急環境改善事業県補助金等であります。

歳出におきまして増額するものとして、まず初めに、まち・ひと・しごと創生法の制定により緊急的な取り組みとして創設された地域住民生活等緊急支援交付金事業として、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費において事業費総額6,543万8,000円を計上したものであります。

その他、地方バス路線維持対策事業補助金、公立小野町地方総合病院企業団負担金、森林整備加速化・林業再生交付金事業補助金、国道349号線転入地用地取得費等であり、減額するものとして、臨時福祉給付金、田村広域行政組合分担金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、教育施設空調設備設置工事費等であります。

次に、議案第4号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から844万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億9,965万8,000円とする補正予算であります。

主な内容であります。歳出において保険給付費の各費目における年間見込み額を増減補正するものであり、財源として、歳入において療養給付費交付金、繰入金等を増額するものであります。

次に、議案第5号 平成26年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に4万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億738万円とする補正予算であります。

主な内容であります。歳入における後期高齢者医療保険料の増減、受託事業収入の減額に伴い、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、総務費及び保健事業費を減額するものであります。

次に、議案第6号 平成26年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から1億6,460万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億8,471万1,000円とする補正予算であります。

主な内容であります。歳出において除染作業等委託料、仮置場管理業務委託料、支障木伐採委託料等を減額し、歳入において財源となる除染対策事業交付金等を減額するものであります。

次に、議案第7号 平成26年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に3,493万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,704万円とする補正予算であり

ます。

主な内容であります。歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を増額し、歳出において総務費に介護保険システム改修委託料を増額するほか、保険給付費等の各費目において年間見込み額の増減補正をするものであります。

次に、議案第8号 平成26年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から80万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,073万7,000円とする補正予算であります。

主な内容であります。歳出において浄化槽設置工事費を減額し、歳入において財源となる浄化槽設置費分担金、市町村整備推進事業県補助金等を増額し、浄化槽使用料、下水道事業債を減額するものであります。

次に、議案第9号 平成26年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を375万円とする補正予算であります。

主な内容であります。歳入において文化・体育振興基金造成一般寄附金を増額し、あわせて一般会計繰入金と同額増額するものであります。また、歳出において歳入における一般寄附金、一般会計繰入金、基金利子の合計額分を文化・体育振興基金積立金に積み立てをするものであります。

議案第10号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収支につきましては収入364万1,000円を増額し、総額1億6,424万3,000円、支出181万5,000円を減額し、総額1億6,097万9,000円とする補正予算であります。

主な内容であります。収入において水道事業収益で水道使用料を増額し、支出において水道事業費用で浄水施設清掃委託料等を減額するものであります。

資本的収支につきましては、収入100万円を増額し、総額7,673万4,000円、支出40万円を減額し、総額1億7,591万8,000円とする補正予算であります。

主な内容であります。収入において資本的収入で上水道加入工事分担金を増額し、支出において建設改良費で車両購入費を減額するものであります。

以上、議案第3号から議案第10号までの、平成26年度各会計補正予算8案件につきましてご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第3号について質疑を終わります。

---

◎議案第4号～議案第10号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第4号 平成26年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第10号 平成26年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）までの7議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第10号までの7議案について質疑を終わります。

---

◎議案第11号～議案第19号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第12、議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算から日程第20、議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算まで9議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第11号～議案第19号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第11号から議案第19号までの、平成27年度各会計当初予算9案件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度

対比10.2%増の50億2,500万円とするものであります。

平成27年度予算案は、第四次小野町振興計画後期基本計画に基づく諸施策を基本とし、本年度に引き続き東日本大震災からの復興及び原子力災害に伴う放射線対策事業や、過疎地域自立促進計画に基づく事業等に重点的に予算を配分したものであります。

一方で、財源には限りがあることから、事業の優先度、緊急性や費用対効果を十分に精査し、歳入に見合った歳出の原則を堅持しながら、効率的、効果的な予算の編成を行ったものであります。

また3月補正により繰越明許費として設定させていただいていますまち・ひと・しごと創生に係る緊急的な取り組みとして創設された地域住民生活等緊急支援交付金事業として、地方創生先行型6事業、地方消費喚起生活支援型1事業についてもあわせて実施することといたしました。

一般会計の主な内容であります。歳入につきましては町税が2.45%減の9億1,702万3,000円、地方交付税が震災復興特別交付税の増により、0.46%増の19億4,600万円を見込むものであります。

続きまして歳出であります。小野山神集会所新築工事費、社会保障税番号制度システム改修委託料、多面的機能支払交付金事業、除雪用機材購入費補助金、平館橋橋梁修繕工事費、百目木・堀切線及び北ノ内・宮ノ前線整備工事費、ポンプ置場解体・新設及び防火水槽等新設工事費、スクールバス購入費、多目的運動施設新設工事費などを計上するものであります。

次に、議案第12号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度対比10.2%増の15億1,040万2,000円とするものであります。

主な内容であります。歳出において保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等を見込み、財源として国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金を見込むものであります。

次に、議案第13号 平成27年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度対比1.5%減の1億637万2,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入において後期高齢者医療保険料を見込み、歳出において後期高齢者医療広域連合納付金に充てるものであります。

次に、議案第14号 平成27年度小野町除染対策事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度対比93.8%減の5,300万円とするものであります。

主な内容であります。歳出において事業費に仮置場モニタリング委託料、維持管理委託料などを見込み、財源として、歳入において県支出金、繰入金を見込むものであります。

次に、議案第15号 平成27年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度対比9.7%増の11億7,054万円とするものであります。

主な内容であります。歳出において保険給付費、地域支援事業費などを見込み、財源として、歳入において介護保険料、支払基金交付金、県支出金などを見込むものであります。

次に、議案第16号 平成27年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度対比6.9%減の325万9,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入において介護予防サービス計画収入を見込み、歳出において介護保険特別会計繰出金などを見込むものであります。

次に、議案第17号 平成27年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度対比20.4%増の8,549万9,000円とするものであります。

主な内容であります。歳出において浄化槽設置工事費などを見込み、財源として、歳入において浄化槽設置分担金、国庫支出金、県支出金、下水道事業債などを見込むものであります。

次に、議案第18号 平成27年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を前年度対比2%減の313万6,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入において文化・体育振興基金繰入金を計上し、歳出において文化振興事業費、体育振興事業費に充てるものであります。

次に、議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算であります。収益的収支におきましては収入1億6,497万9,000円、支出1億5,973万9,000円と定め、資本的収支におきましては収入1億1,413万4,000円、支出1億9,191万3,000円とするものであります。

主な内容であります。収益的収支において収入では水道使用料を見込み、支出では浄水施設維持管理費用、減価償却費、企業債利息などを計上するものであります。

資本的収支において、収入では工事負担金、国庫補助金、一般会計補助金を見込み、支出では重要給水施設配水管工事費、浄水場ポンプ修繕工事費、配水管布設替工事費などを見込むものであります。

以上、議案第11号から議案第19号までの平成27年度各会計予算9案件につきましてご説明を申し上げましたが、なお、細部につきましてはそれぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第11号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第11号 平成27年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第11号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第12号～議案第19号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第12号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算までの8議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第19号までの8議案について質疑を終わります。

---

◎議案第20号～議案第24号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第21、議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから日程第25、議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてまでの5議案を、一括して議案といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第20号～議案第24号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第20号から議案第24号までの条例制定案件5件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。平成27年4月より新子ども・子育て支援制度が実施されるに伴い、内閣府令で定める基準に従い、事業運営に関する基準の設定が市町村条例に委任されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるためのもので、当町の実情と国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから国基準に準じた内容とし、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第21号 小野町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の地域型保育給付の対象となる事業所を認可事業所として位置づけるための設備及び運営に関する基準を定めるためのもので、受け入れ対象年齢は特に保育需要の高い満3歳未満児とし、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第22号 小野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてありますが、議案第21号と同様、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第23号 小野町放課後児童クラブ条例についてありますが、本案につきましては、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、放課後児童クラブの設置について制定するものであります。

内容といたしましては、放課後児童クラブの名称、実施場所、対象児童、利用料等を定めるもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてありますが、本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務専念義務が設けられたことから、一般職に準じ、当該義務が免除される例外規定を設け、平成27年4月1日より施行するものであります。

なお、この条例の施行については、現に在任する教育長の任期中においては、本条例は適用されないものであります。

以上、議案第20号から議案第24号までの条例制定案件5件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第20号～議案第24号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第20号 小野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてから議案第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてまでの5議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第24号までの5議案について質疑を終わります。

暫時休議といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（村上昭正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第25号～議案第37号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第26、議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第38、議案第37号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまで、13議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第25号～議案第37号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第25号から議案第37号までの条例の一部改正13案件につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。職員の通勤手当について、近年のガソリン価格の変動など職員の通勤事情を踏まえ、手当額について検討する必要があるとの福島県人事委員会からの報告を受けたことから、県に準じ通勤手当の限度額を引き上げるものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第26号 小野町課設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、昨年より当町が過疎地域に指定されたこと、また、まち・ひと・しごと創生法が制定されたことに伴い、町独自の取り組みが必要とされることから、将来を見据えた計画策定を行うため、企画政策部門を充実させるとともに、企画商工課で所管する商工観光交流事業を農林振興課で所管する農作物の6次化事業と複合させ、農・商・工業を一体的に実施するため、企画商工課を企画政策課に、農林振興課を産業振興課へ改めるものであります。

また、町が行う土木及び建築等の技術的業務を地域整備課において一括して実施し、組織のスリム化を図るもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第27号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は平成27年度より平成29年度までの第6期介護保険計画期間における介護保険料につきまして、高齢者の増加、平均寿命の伸

びなどに伴う要介護認定者の増加傾向に鑑み、介護サービスの供給量を増加させたことから引き上げを行うものであります。

内容といたしましては、介護保険第1号被保険者保険料につきまして基準保険料率を26%引き上げる一方、低所得者には公費による軽減措置を行うもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第28号 小野町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について、議案第29号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第30号 小野町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についての3議案についてであります。介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、当該3条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

内容につきましては、小規模多機能型居宅介護の登録定員の規定及び認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、ユニット数の標準をふやすことができる規定を明確化するとともに、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、宿泊サービスを実施している事業所について届け出を求めるとし、事故報告の仕組みを設けるなどの改正を行うもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第31号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。老朽化等に伴い、町営住宅の解体を行ったことにより、住宅管理戸数を改めるもので、公営住宅法に基づき設置した住宅の中の榎木内団地、七生根団地、須和間団地の戸数をそれぞれ改め、戸数の合計を257戸から250戸とするものであり、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第32号 小野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、福島県道路占用徴収条例の一部を改正する条例が今年4月から施行されることから、小野町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、道路占用料の額は固定資産税評価額等を勘案して算定されておりますが、国においては、市町村合併等による地価変動が発生し、従来の所在地区分では適切に反映できず、新たな区分を設けたところあります。県においてもこれを踏まえた条例が公布となったことから、町においても、国・県と同等とするため改正を行うもので、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例である町長等の給与及び旅費に関する条例、小野町特別職報酬等審議会条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものであります。

内容に関しましては、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、新たな教育長は議会同意による任命となり特別職となるため、教育長の給与及び旅費に関する規定を町長等の給与及び旅費に関する条例において定め直す改正及び小野町特別職報酬等審議会の審議対象に教育長を追加するなどの改正を行うもので、平成27年4月1日から施行するものであります。現に在職する教育長の任期中においては改正前の規定を適用するものであります。

次に、議案第34号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の旅費規定が別条例で規定されることから、当該条文を削除、また、教育委員会委員長職が廃止されることから、別表に定める委員長職の報酬額の項を削除する改正を行うものです。

さらに、学校医及び学校歯科医の報酬を近隣町村との均衡を図るための改正を行うものであり、平成27年4月1日から施行するものであります。教育長の旅費規定及び教育委員会委員長職の報酬額削除については、現在在職する教育長の任期中においては改正前の規定を適用するものであります。

次に、議案第35号 小野町保育所条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる子ども・子育て関連3法の施行に伴い、保育の実施基準が国から示されることなどから、町が行う保育の必要性の認定基準は新たに規則で制定するための条項の整理を行うもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第36号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、議案第35号同様、子ども・子育て関連3法の施行に伴い、幼稚園保育料について国より新たな基準が示されたことにより、保育料と同じく保護者の所得状況による階層が導入されるため保育料の改正を行うとともに、保育園保育料の階層区分が導入されることで低所得者に対する減免措置も図られることから、関係条項の整理を行うもので、平成27年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第37号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、平成19年4月より、旧つくし児童園が小野町図書館分館として設置されており、住民への読書活動の推進を図ってきたところであります。利用者が少なく施設が有効利用されていないことから、財産処分を行い、多様な用途利用を踏まえた利・活用を図るため、分館設置の条項を削除する改正を行うものであり、平成27年4月1日より施行するものであります。

以上、議案第25号から議案第37号までの、条例の一部改正案件13件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第25号～議案第37号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第37号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまでの13議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第37号までの13議案について質疑を終わります。

---

◎議案第38号及び議案第39号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第39、議案第38号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（3・4工区）請負変更契約の締結について及び日程第40、議案第39号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（5工区）請負変更契約の締結について、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会議務局長朗読]

---

◎議案第38号及び議案第39号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第38号から議案第39号までの変更契約締結案の2案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第38号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（3・4工区）請負変更契約の締結についてであります。本案は平成26年10月29日締結した小野新町地区仮置場進入路整備工事（3・4工区）請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設資材需要量の増加に伴い再生材から新材へ変更、また、現地精査に伴うのり面保護工法、残土運搬、抜根物の処理などの増加によって工事費が当初見込みより増加したことから、当初契約額1億994万4,000円から1億4,554万6,200円に、3,560万2,200円を増額変更するものであり、その他については当初契約と変更ないものであります。

なお、財源につきましては、国・県協議の上、全額交付金措置されるものであります。

次に、議案第39号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（5工区）請負変更契約の締結についてであります。本案は平成26年10月29日締結した小野新町地区仮置場進入路整備工事（5工区）請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の

規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、議案第38号と同様、再生材から新材への変更、通行車両、歩行者転落防止のための大型側溝用ふた設置費用などの増加により、工事費が当初見込みより増加したことから、当初契約額8,175万6,000円から1億1,347万2,360円に、3,171万6,360円を増額変更するものであり、その他については当初契約と変更ないものであります。

なお、財源につきましては、国・県協議の上、全額交付金措置されるものであります。

以上、議案第38号から議案第39号までの変更契約締結案件2件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第38号及び議案第39号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第38号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（3・4工区）請負変更契約の締結について及び議案第39号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（5工区）請負変更契約の締結についての2議案を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第38号及び議案第39号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第38号及び議案第39号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第38号及び議案第39号の2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第38号及び議案第39号の討論を終わります。

---

#### ◎議案第38号及び議案第39号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第38号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（3・4工区）請負変更契約の締結について及び議案第39号 小野新町地区仮置場進入路整備工事（5工区）請負変更契約の締結についての2議案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号及び議案第39号についてはそれぞれ原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号及び議案第41号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第41、議案第40号 小野町道路線の認定について及び日程第42、議案第41号 小野町道路線の変更について、2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第40号及び議案第41号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第40号 小野町道路線の認定についてであります。基幹農道整備事業により整備された大字浮金字日影を起点、大字浮金字館を終点とする延長2,614メートルの農道が町に管理移管されたことから、また、今年度、町が取得し整備中である中通住宅団地内の路線、延長85メートルを今後、町道として適正な管理を行うため、道路法第8条第2項の規定により、それぞれ「日影・館線」、「中通5号線」として町道の認定をいたしたく議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号 小野町道路線の変更についてであります。浮金中線及び七ツ椀線につきましては、基幹農道整備事業により整備された日影・館線が町に管理移管されたことに伴い、終点部の延長が短くなったことにより、また、小治郎・下都線及び請地・本南内線につきましては、町道の整備に伴い、町道と連続している農道部を町道と同様な整備を完了したことから、道路法第10条第2項及び第3項の規定により変更いたしました。

く、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第40号から議案第41号までの小野町道路線の認定・変更案件2件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第40号及び議案第41号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第40号 小野町道路線の認定について及び議案第41号 小野町道路線の変更についての2議案を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第40号及び議案第41号について質疑を終わります。

---

#### ◎予算審査特別委員会の設置

○議長（村上昭正君） 日程第43、予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

特別委員会の設置については、お手元に配付の議長発議第1号のとおり、設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第3号 平成26年度小野町一般会計補正予算（第8号）から、日程第20、議案第19号 平成27年度小野町水道事業会計予算までの17議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第19号までの17議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

---

◎予算審査特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、1番、会田明生議員、2番、吉田康市議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、宇佐見留男議員、8番、水野正廣議員、9番、遠藤英信議員、10番、佐・登議員、11番、久野峻議員を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり選任することに決定いたしました。

---

◎予算審査特別委員会の正・副委員長の選任

○議長（村上昭正君） ただいま設置されました予算審査特別委員会の正・副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会の互選となっておりますので、暫時休議し、その間に特別委員会で選任していただきたいと思えます。

暫時休議といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○議長（村上昭正君） それでは再開いたします。文書の配付漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） それでは会議を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正・副委員長の選任について、委員長に水野正廣議員、副委員長に遠藤英信議員が互選されました。

以上申し上げまして報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第44、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をごらん願います。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第45、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第1号から第3号までについては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情第3号については、議会運営委員長から報告があったとおり、委員会付託は行わず、写しを配付いたします。

なお、陳情書の写しは、お手元に配付のとおりであります。

---

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時44分